

2. 東海地震に関連する情報や警戒宣言発表時の生徒への対応

(1) 「東海地震注意情報」発令時の対応

1. 学校における職員の配置と動員体制

- ア 校長、副校長が、庄戸中学校に参集する。
- イ 防災活動上必要と認めるときは、校長の判断により、配備体制を強化することができる。

2. 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

(1) 「東海地震注意情報」等の伝達

ア 来校者、生徒、教職員に対して、「東海地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送などにより伝達する。

イ 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 生徒等に対する措置

ア 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。
ただし、生徒の状態に応じて、学校において直接保護者に引き渡す。

イ 学校、地域、生徒の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。

ウ 留守家庭等の生徒については、学校で保護する。

エ 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。

オ 通学中又は在宅中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。
なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。

(3) 当面の措置等の決定と教育委員会事務局への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会事務局(指示がなくても自動的に)に報告する。

【報告事項】(東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言への対応状況報告書 P31)

- ・学校に保護している生徒の状況(人数)
- ・その他

(4) 学校においてとるべきその他の措置

下記の表は、注意報発令時に学校においてとるべきその他の措置を示しており、それぞれの対応を行う必要がある。

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	避難器具(救助袋、梯子)の点検
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認

オ 出火防止措置	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消火用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置等安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 2 応急活動用資器材等の確認

(5) 震災時避難場所の点検

区警戒本部長が、警戒宣言の発令の備え、必要に応じて震災時避難場所へ連絡要員を派遣し、備蓄資機材等の点検・確認等を行う。この際、学校長は生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力する。

(2) 「東海地震予知情報」 「警戒宣言」 発令時の対応

1. 学校教職員の配備体制及び学校災害対策本部の設置

- (1) 警戒宣言が発令されたとき、学校教職員は**全員配備**となり、勤務場所以外にいるときは、**動員命令**を待つことなく自動的に庄戸中学校へ参集しなければならない。
- (2) 学校長は、警戒宣言発令に伴って、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。
(その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。)

2. 「警戒宣言」発令時において学校がとるべき措置

(1) 「東海地震警戒宣言」等の伝達

ア 来校者、生徒、教職員に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。

イ 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 生徒等に対する措置

ア 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。

ただし、生徒の状態に応じて、学校において直接保護者に引き渡す。

イ 学校、地域、生徒の実態に応じ、状況によって学校において直接保護者に引き渡す。

ウ 留守家庭等の生徒については、学校で保護する。

エ 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。

オ 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。

なお、登下校時にあつては、帰宅するなどの措置を講ずる。

カ 校外活動時

(ア) 宿泊を伴う校外活動時の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

(イ) 泊を伴わない校外活動時の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。帰校後、生徒等の措置は在校時と同様にする。

ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。

校長は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡し、校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

(3) 当面の措置等の決定と教育委員会事務局への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等を決定した段階で、教育委員会事務局へ報告する。教育委員会事務局から指示がなくても、報告する。

(4) 学校においてとるべきその他の措置

区分	主な措置
ア 来校者等への安全確保措置	1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放 2 避難器具(救助袋、梯子) 3 必要に応じて退避の指示 4 施設の立入禁止区域の設定及び周知 5 退避の際の誘導責任者は、消防計画書に定める避難誘導班長として、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導 6 退避誘導後、校内残留者を把握
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の点検又は使用停止措置	次の設備は使用停止とする。 1 冷・暖房設備 2 その他必要以外の電気・機械設備
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 火気使用の制限、やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。 2 ガス器具及び火気使用場所の点検・確認 3 使用していないガスの元栓の閉止 4 消火用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器等の点検・確認

ケ 非常電源の点検・確認	可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設・設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備